

五城目町公共施設等総合管理計画

(概要版)

1 計画策定の背景と目的

計画策定の背景と目的

本町では、平成 29 年 2 月に「五城目町公共施設等総合管理計画」(以下「本計画」という。)を策定し、公共施設等として必要な機能の維持に配慮しながら、施設数の削減や維持管理、更新等の経費縮減に取り組んできましたが、平成 30 年 2 月の総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」に合わせて総合管理計画を見直し、公共施設等の適正管理のさらなる推進に取り組むこととします。

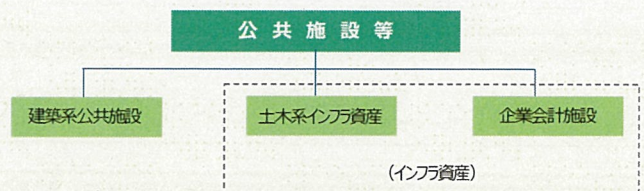
計画期間

- 計画期間については、平成 29 年度(2017)から令和 8 年度(2026)までの 10 年間としますが、計画期間内であっても歳入歳出の状況や制度変更、社会情勢の変化等、試算前提条件に変更が生じた場合にも、適宜見直しを行います。
(※今回は計画期間中の改訂となります。)

対象とする公共施設等

- 建築物系施設と土木系インフラ資産、企業会計施設を合わせた公共施設等を対象とします。

図表 対象とする公共施設等(区分)



2 公共施設等の現況と将来の見通し

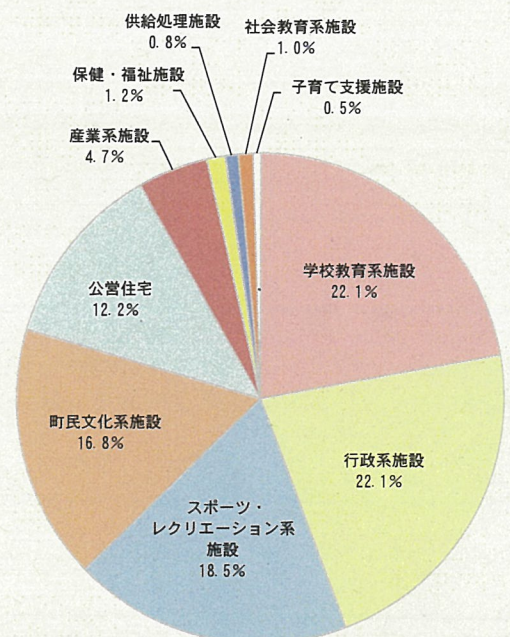
公共施設・インフラ資産の保有状況

- 本町が保有する公共施設等は、令和 4 年(2022)3 月末見込みで 235 施設、総延床面積は 65,691.27 m²となっています。
- 公共施設の類型別延床面積割合をみると、学校教育系施設、行政系施設に占める割合がともに 22.1%と最も高くなっています。
- 住民 1 人当たりの延床面積では、7.23 m²となり、県内町村平均と比べて 1.8 倍多く保有しています。
- 本町の主な土木系インフラ資産、企業会計施設の現況は、以下のとおりとなっています。

図表 インフラ施設の保有状況(令和 3 年度)

種 別	内 容	施 設 総 量
道 路	道路実延長(町道・農道等)	286,823m
	自転車歩行者道実延長	22,197m
	改良率	65.1%
橋 梁	橋梁数	115 橋
上 水 道	管路延長	119,971m
下 水 道	管路延長	78,481m

図表 公共施設 類型別延床面積割合



3 公共施設等の管理に関する基本方針

本町の公共施設等の保有状況及び修繕・更新費の見込みから、基本認識及び建築系公共施設・インフラ資産の管理に関する基本的な考え方を整理し、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方（実施方針）を示します。

公共施設等の現況や課題に関する基本認識

- 施設の保有量：将来人口の推移に対応した施設保有量の適正化
- 施設の品質維持：計画的な改修・建替え等による老朽化や災害への対応
- 維持更新に向けた財源確保：改修・建替え費用の抑制・機能・サービスの維持

実施方針

1 点検・診断等の実施方針：（公共施設・インフラ資産）

- 日常の点検・診断の実施（建物の劣化及び機能低下防止、管理情報の全長共有、一元的な管理体制の構築）
- 設置機器の消費エネルギーに関する診断の実施の検討（冷暖房や照明器具等のコスト縮減や環境負荷低減）
- 公共施設診断の実施（公共施設診断の対象となる評価項目を参考に施設ごとに課題と優先度を判断）

2 長寿命化の実施方針：（公共施設・インフラ資産）

- 維持管理費・修繕費の平準化（維持管理及び修繕を自主的に管理、トータルコストの縮減）
- 予防保全による長寿命化（診断と改善に重点をおいた総合的かつ計画的な予防保全）
- 長寿命化計画等による維持管理・修繕等の推進（個別施設計画等に基づく総合的かつ計画的な管理、修繕・更新等の実施、施設のライフサイクルに基づく計画的な保全、長寿命化計画）

3 ユニバーサルデザイン化の推進方針：（公共施設・インフラ資産）

- 使いやすい施設に向けた検討（新規追加）
（「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」の考え方を参考に、公共施設等の改修・建替えの際、施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化に配慮）

4 耐震化の実施方針：（公共施設・インフラ資産）

- 公共施設等の状況把握による安全確保（点検履歴や蓄積情報を活かした安全確保）
- 耐震化の実施（耐震診断・耐震改修の実施）

5 統合や廃止の推進方針：（公共施設）

- 施設の統合や廃止、再編の検討（人口の推移や財政状況を考慮した公共施設（機能）の集約、廃止、複合化、新規施設整備の抑制）
- 住民サービスの水準の確保（公共施設のコンパクト化に向けた施策の検討、サービスの利用圏域や関連施設との位置関係の検証、最適な施設配置の検討、地域や住民の利用しやすい環境への配慮）

6 総合的かつ計画的な管理体制に関する構築方針：（公共施設）

- 民間活力の積極的な導入（指定管理者制度など官民が連携した PPP の推進や PFI の活用等）
- 施設間、広域圏での相互利用、連携の検討（地域間での相互利用等に関する調査・研究、広域行政のあり方の検討等）

4 類型ごとの管理に関する基本方針

公共施設等の管理に関する基本方針に基づき、施設類型ごとの基本方針を整理します。

各施設ともに、点検等を通じて必要な修繕を行い、施設の長寿命化、利活用の促進を図ることを前提としていますが、今後の人口推移や施設利用状況、町政方針等を踏まえ、機能の統合や集約、縮減を実施し、施設保有総量の適正化に取り組みます。

【公共施設】

- 平成29年度（2017）策定時より本町が所有する施設総量（延床面積）の10%の削減を目指し、目標使用年数までは、機能維持のための修繕を実施しながら、施設の長寿命化、保有量の縮減、費用の平準化に努めます。

【インフラ資産】

- これまで整備してきた道路をはじめとするインフラ資産は、町内の地域の暮らしや地域間をつなぐ重要な基盤であり、保有量の縮減は住民生活に大きな影響を及ぼすため、計画的に点検・修繕・更新していくことに重点をおき、業務の見直しによる管理費の縮減を基本とします。

図表 （参考）建築系公共施設の施設別管理方針

施設類型	管理に関する基本方針（A～E）					計
	A	B	C	D	E	
町民文化系施設	13	0	0	1	0	14
社会教育系施設	2	0	0	0	0	2
スポーツ・レクリエーション系施設	23	0	0	3	0	26
産業系施設	3	0	0	0	0	3
学校教育系施設	6	0	0	0	0	6
保健・福祉施設	2	0	0	0	0	2
行政系施設	25	17	1	3	0	46
公営住宅	73	0	0	5	53	131
供給処理施設	2	2	0	0	0	4

※管理に関する基本方針 A：継続使用【存続】 B：改善使用【存続】
C：用途廃止 D：施設廃止を検討 E：施設廃止

5 公共施設等の計画的な管理に向けた推進方策

計画は「PDCAサイクル」に基づく進行管理を行います。

また、総合的かつ計画的な公共施設等の管理及び計画の推進に向けて、次の項目に取り組むほか、ファシリティマネジメント（FM）の手法を導入し、住民とも情報共有を図りながら、経営的視点に立った計画的な管理を推進します。

- 1 計画の推進体制の構築
- 2 民間事業者等の活用
- 3 個別計画の策定
- 4 住民・地域・自治体間の連携

図表 PDCAサイクルに基づく計画の進行管理

